

## 川棚町公告第32号

森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、川棚町の經營管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、当該經營管理権集積計画は、次の場所において縦覧に供する。

令和2年11月24日

川棚町長 山口文夫



### 1 經營管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

### 2 縦覧の場所

長崎県東彼杵郡川棚町中組郷1518番地1

川棚町産業振興課

### 3 その他

本公告により、川棚町に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権が、それぞれ設定される。